



八 監 第 3 1 1 号  
令 和 2 年 1 1 月 1 8 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 江 野 澤 隆 之

### 監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による財務部の監査  
を行ったので，次のとおり公表します。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象機関

財務部

- (1) 財政課
- (2) 契約課（工事検査室を含む。）
- (3) 資産管理課
- (4) 納税課（債権管理室を含む。）
- (5) 市民税課
- (6) 資産税課

### 3 監査の範囲

令和2年度（令和2年8月末現在）における財務部の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

### 4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

### 5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

### 6 監査の期間

令和2年8月24日から同年11月18日まで

## 第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（要望事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
財政課	要望事項	<p>1 統一的な基準による財務書類について</p> <p>統一的な基準による財務書類については、貸借対照表等の財務書類のみが公表されており、各種項目の説明や分析等が掲載されていないため、市民にとって分かりやすい内容とは言い難い状況である。また、公表時期も年度末であり、出納閉鎖から約10か月経過しているため、速やかな公表となっていない。</p> <p>このため、財務書類の作成意義を十分に考慮した上で、公表内容を改めて検討し、早期の公表が図られるよう努められたい。</p> <p>(平成30年度及び令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成30年度及び令和元年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き早期の公表が図られるよう努められたい。</p>
契約課（工事検査室を含む。）		特に指摘，要望する事項はない。
資産管理課		特に指摘，要望する事項はない。
納税課（債権管理室を含む。）		特に指摘，要望する事項はない。
市民税課		特に指摘，要望する事項はない。
資産税課		特に指摘，要望する事項はない。